

インフルエンザ予防注射助成金交付要綱
(令和2年度特例)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、トラック運送の安全・安心を担保し、運転者の健康起因による交通事故の防止を図るためにインフルエンザ予防注射に係る費用の一部を助成することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会員の長野県内事業所で選任された運転者のみとする。

(予算総額)

第3条 本助成の総額は、10,000千円とする。

(助成交付額及び助成上限人数)

第4条 運転者1名当たり1,000円とし、一会員に対する助成限度額は、協会費算定の車両台数を上限(協会届出車両台数または運転者数のいずれか少ない数)とし、予算範囲内で受付順に助成する。

(助成対象期間)

第5条 **令和2年10月1日から令和3年1月末日**までにインフルエンザ予防注射を接種し、その費用の支払いが完了したものとする。

(助成金の申請)

第6条 インフルエンザ予防注射を接種し、当該費用の支払いが完了した会員は、別紙「インフルエンザ予防注射助成金交付申請書」に必要書類を添付し、県ト協会長に対して申請するものとする。

なお、申請の最終期限は、令和3年2月末日とする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書内容を審査し本助成要件に適合すると認めた場合には、第4条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成をしない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 **助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

(助成金の返還)

第10条 **県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。**

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は別に定める。

(附則) 本要綱は、令和2年11月20日から施行する。